

専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、訴えの提起について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

専 決 処 分 書

訴 え の 提 起 に つ い て

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 7 年 8 月 1 日

鹿沼市長 松 井 正 一

市営住宅の明渡し、滞納家賃の支払等を求めて、次のとおり訴えを提起する。

1 被告の住所及び氏名

| 住 所 | 氏 名 |
|-----|-----|
|     |     |

2 請求の要旨

(1) 被告に対し、次のことを求める。

ア 次の表に掲げる市営住宅を明け渡すこと。

イ 次の表に掲げる滞納家賃を支払うこと及び明渡し請求を受けた日の翌日から明渡し日までの期間において毎月、次の表に掲げる 1 か月近傍同種住宅家賃の 2 倍に相当する額の損害賠償金を支払うこと。

| 氏 名 | 明渡しを求める市営住宅の名称                   | 滞 納 家 賃   | 近傍同種住宅家賃 |
|-----|----------------------------------|-----------|----------|
|     | 鹿 沼 市 西 茂 呂 市 営 住 宅<br>8 号棟 3 号室 | 236, 000円 | 60, 500円 |

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) 前 2 号の判決及び仮執行の宣言を求める。

※被告の住所、氏名等については、個人情報保護の観点から表示していません。